

事務連絡
令和2年1月15日

各都道府県税務担当課 }
各都道府県市区町村担当課 } 御中

総務省自治税務局電子化推進室

eLTAXの利用促進に向けた取組等について（依頼）

平素、地方税の電子化については、御理解と御協力を頂き、深く感謝申し上げます。

地方税の電子化に関しては、納税者の利便性向上と税務事務の効率化等の観点から eLTAX の利用促進が重要であるため、下記に御留意の上、引き続き取組をお願いします。

また、国税庁長官官房企画課長から別紙のとおり、eLTAX 及び e-Tax の利用促進に向けた連携等への取組について依頼がありましたので、申し添えます。

なお、市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨を御連絡願います。

記

1 eLTAX 及び e-Tax の一層の普及に向けた取組

平成 23 年以降、所得税申告書等や報酬、配当等の法定調書、所得税の源泉徴収義務者に関する法人情報（以下、「法人源泉徴収義務者情報」という。）のデータについては、eLTAX を通じて国税当局から地方団体に送信され、市区町村からは扶養是正情報等のデータが国税当局へ送信される国税連携が図られておりますが、その一層の促進をお願いします。

(1) 所得税申告書等

国税当局からデータ送信される所得税申告書等については、e-Tax 申告分は申告書第 2 表を含む全ての申告内容がデータ化されるとともに、書面申告分と比較して送信が早期化する等、地方団体の課税事務の一層の効率化にも資することから、地方団体においては、引き続き、e-Tax による所得税の申告の利用促進の取組をお願いします。

また、市区町村の申告書等作成システム等で作成された所得税申告書等を、専用回線を活用して e-Tax に直接送信できる施策については、e-Tax による申告と同様に、国税当局及び地方団体の双方の税務行政の効率化に資するとともに、納税者の利便性向上につながるものであるため、本施策への積極的な参加をお願いします。

(2) 報酬、配当等の法定調書

国税当局からデータ送信される報酬、配当等の法定調書については、これらのデータを個人住民税の賦課に活用（報酬・配当等のデータと申告データ内容の突合や賦課決定への反映など）する市区町村が増加していますが、まだ全団体に活用されるには至っていない状況です。マイナンバー制度の導入に伴い、報酬、配当等の法定調書を活用する

ことで、より効率的かつ正確な所得把握が可能となっており、課税の適正化にも資することから、より一層の活用をお願いします。

(3) 扶養是正情報等

扶養是正情報等については、令和元年度（実施予定を含む）で 900 強の団体が国税当局へのデータによる送信を開始しているところです。国税連携は、国税当局及び地方団体の双方の税務行政の効率化を図る観点から重要な取組であることから、扶養是正情報等の国税当局への提供を書面により行っている市区町村においては、eLTAX を用いた扶養是正情報等のデータ送信を早急に開始するよう、積極的な取組をお願いします。

(4) 法人源泉徴収義務者情報

平成 29 年 6 月からは、国税当局から市区町村に対して法人源泉徴収義務者情報のデータ送信が開始されているところです。これにより、各市区町村において把握している特別徴収義務者の情報と法人源泉徴収義務者情報を法人番号等をもとに突合し、給与支払報告書の提出が漏れている事業者の特定に活用することができ、課税の適正化にも資することから、積極的な活用をお願いします。

(5) 給与支払報告書及び源泉徴収票の電子的提出の一元化

給与支払報告書等の eLTAX 等による提出義務基準の引下げ[※]も踏まえ、特別徴収義務者の利便性を向上させる施策として、eLTAX により給与支払報告書及び源泉徴収票を一括して作成・提出することが可能となっており、引き続き、積極的な周知・広報をお願いします。

※ 平成 30 年度税制改正により、令和 3 年 1 月以降に提出する給与支払報告書及び公的年金等支払報告書について、支払調書の種類ごとに前々年(令和元年(平成 31 年))の提出すべきであった当該支払調書の提出枚数が 100 枚以上である場合には、電子的提出が必要となる。

2 地方団体が給与支払報告書の提出等を行う場合における eLTAX 等の積極的な利用

令和元年提出分に係る給与支払報告書については、eLTAX 又は光ディスク等で電子的に提出せず、未だ書面により提出している地方団体が残っていると承知していますが、特別徴収義務者に対して電子的提出を呼びかける立場にあることから、各地方団体が行う自らの職員に係る給与支払報告書の提出は電子的に行うよう、給与担当課等関係部署とともに早急に対応願います。

この給与支払報告書の提出のみでなく、国税当局への源泉徴収票の提出など、地方団体が手続主体となる税務関係手続については、地方税法等の規定に基づき電子で対応する義務があるかどうかに関わらず、給与担当課等関係部署に対して、eLTAX 及び e-Tax の積極的な利用の働きかけをお願いします。

3 eLTAX を通じて地方団体に送信される国税の法人税関係書類の積極的な利用

令和2年4月以降、納税者が法人税の申告を e-Tax により行い、財務書類（法人税申告書別表 16 等を含む。）を電子的に提出している場合は、国税当局・地方団体の国税連携により、当該資料が eLTAX を通じて地方団体に送信されます。

当該資料は、固定資産税（償却資産）の未申告者や申告漏れ資産を補足するために非常に有効な資料です。これは、これまで直接税務署に出向かなければ閲覧することができなかったため利用することが難しかったものですが、この度の改修により、eLTAX を通じて確認することが可能となることから、積極的な利用をお願いします。

4 地方税共通納税システムの積極的な利活用の促進

地方税共通納税システムの稼働により、地方法人二税等の対象税目について、一度の手続で複数の地方団体に対し電子納税を行うことが可能となるものであり、複数の地方団体へ納税する法人の利便性が大幅に向上するものです。また、地方団体の税務事務においても、領収済通知書のパンチ入力作業の減少等が期待される等、その効率化に資するものでもあります。このため、多くの法人に地方税共通納税システムを利用していただくよう、法人及び税理士会等への周知等の積極的な利活用の促進を行っていただくようお願いいたします。

5 eLTAX の利用率向上に向けた取組等

(1) 地方法人二税の電子申告の利用率の向上について

地方法人二税について、大法人（内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社）は令和2年4月1日以後に開始する事業年度から電子申告が義務化され、中小法人は義務化されていないものの、電子申告利用率を向上させることが求められているところですが、昨年10月の地方税共通納税システムの稼働により、申告から納税までの一連の事務をオンライン化することが可能となり、法人の税務事務負担が大幅に軽減・効率化されることが見込まれることから、各地方団体においては、国税当局と連携しつつ、eLTAX の更なる活用に向け、法人及び税理士会等への周知等に取り組んでいただくようお願いいたします。

(2) 固定資産税（償却資産）の電子申告の利用率の向上について

固定資産税（償却資産）の電子申告については、他税目に比して、その利用率が低い状況にあることから、電子申告利用率の向上に資するよう、令和2年度与党税制改正大綱に基づき、eLTAX の利便性の向上やエラーチェック機能の強化などの環境整備を進めております。

各地方団体においては、電子申告データの活用方策の検討を進めるとともに、eLTAX の更なる活用に向けた法人及び税理士会等への周知等に取り組んでいただくようお

願います。

(3) 給与所得に係る特別徴収税額通知の電子化等について

特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）及び同通知（納税義務者用）については、「規制改革実施計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」において、その電子化の推進に取り組む方針が明確にされたところです。

① 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化対応の推進

地方団体の対応状況に関する調査によると、令和元年度までに電子での通知を行う市区町村は 1,200 団体を超える予定であり、急速に対応団体が拡大していますが、経済団体等からは、一部の市区町村でも書面による通知が残れば事務負担の軽減につながらないため、全ての市区町村が漏れなく対応するよう求める要望があるところです。

同通知の電子化対応については、事務の効率化や特定個人情報の保護等に資するものと考えていますので、平成 29 年 9 月 20 日付け総務省自治税務局市町村税課長通知「特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の「正本」の電子的通知の推進について（通知）」（総税市第 78 号）のとおり、積極的かつ早急に取り組んでいただくようお願いいたします。

② 特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化

令和 2 年度与党税制改正大綱に基づき、引き続き、実務的な検討を進めてまいりますので、同通知の電子化を巡る動向に御留意いただくようお願いいたします。

(4) 電子申告等受付サービスの改善について

地方団体における手続上の書式・様式に関し、特に、経済活動に影響するものであって、一事業者が複数地方団体との間で申請等の手続を行うもの等については、既に全国统一フォーマットによる eLTAX を利用した電子的提出が可能であることから、引き続き、事業者団体、税理士会等に対して積極的な eLTAX の利用の働きかけをお願いいたします。

また、「成長戦略フォローアップ」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）における、「「行政手続コスト」削減のための基本計画」（地方税分野）に基づき、地方税の手続について簡素化、オンライン化、ワンストップ化の取組を進めることとされており、国税・地方税間の開廃業・異動届出等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化を令和 2 年 3 月実施予定とし、財務諸表の電子的提出の一元化を令和 2 年 4 月実施予定としているところです。

これを踏まえ、地方税共同機構において eLTAX システム上の対応を行う予定としていることから、各地方団体においては、当該一元化の実施に向けて、法人（及びその設立予定者）、税理士会（各支部を含む。）等への周知等に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、上記以外の eLTAX の利便性向上策についても、上記の基本計画に基づいて地方税共同機構において取り組んでいることから、地方団体においても、当該取組にご協力いただくようお願いいたします。

6 ふるさと納税に係る申告特例通知書の電子的送付について

ふるさと納税に係る申告特例通知書の電子的送付について、平成 31 年の実施状況は 81.4%（全 1,788 団体中 1,456 団体で実施）、また、令和 2 年の実施予定は 95.9%（全 1,788 団体中 1,715 団体で実施予定）となっているところ、一部の市区町村でも書面による通知が残れば、電子的送付に伴う課税事務の効率化及び個人情報の適切な管理体制の向上が十分に図られません。申告特例通知書の郵送の際の誤送付を防ぐ観点からも、電子的送付について積極的に活用いただくようお願いします。

総務省自治税務局
企 画 課 長 殿

国税庁長官官房
企 画 課 長

eLTAX 及び e-Tax の利用促進に向けた連携等への取組について（依頼）

平素より、国税行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

貴省におかれては、地方税ポータルシステム（eLTAX）による電子申告受付サービスについて、全地方団体へ導入され、その利用を推進しておられると承知しております。

国税庁においても、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の更なる利用促進に向けて、各種施策を実施しているところです。

このように、地方税・国税共に電子申告が利用できる環境が整備されたことは、納税者等の利便性向上及び行政運営の効率化につながるものであり、引き続き、eLTAX 及び e-Tax の利用促進に向けて双方が連携・情報共有して取り組むことが重要であると考えております。

つきましては、地方団体における eLTAX の利用促進に向けた取組の際には、併せて e-Tax の利用促進にも御協力いただくよう地方団体に対し御連絡をお願いいたします。

特に、eLTAX を活用した地方税共通納税システムの導入に伴い、令和元年 10 月からは、地方税についてもダイレクト納付が可能となったものと承知しており、その利用促進の取組の際には、国税のダイレクト納付の利用促進についても併せて御協力をお願いいたします。

また、eLTAX 関連の施策として、平成 29 年 6 月に貴省が公表された『「行政手続コスト」削減のための基本計画』（平成 31 年 3 月末改定）2「削減方策」(5)「国税との情報連携の徹底」において、

- ・ 地方団体で作成した所得税確定申告書データの引継ぎの推進
- ・ 給与・公的年金等の源泉徴収票及び支払報告書の電子的提出の一元化の推進
(注) 平成 30 年度税制改正により、令和 3 年 1 月以降に提出する給与・公的年金等の源泉徴収票等を含めた支払調書について、支払調書の種類ごとに前々年の提出すべきであった当該支払調書の提出枚数が 100 枚以上である場合には、電子的提出が必要となります。

等の施策が掲げられているものと承知しております。

その他にも、

- 所得税における扶養是正情報のデータ連携の推進
(注) 「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定)の「所得税の扶養是正事務における国・地方の連携強化等」において「一層推進する」とされました。
- 地方公共団体が提出する消費税及び地方消費税の電子申告義務化
(注) 地方公共団体が提出する消費税及び地方消費税の申告書(消費税法第60条に基づき、水道事業や病院事業などの特別会計ごとに提出する申告書を含む。)について、令和2年4月1日以後開始する課税期間より電子申告による提出が義務付けられました。

等の施策につきまして、貴省とともに推進していく必要があると考えております。

貴省におかれましては、地方団体がこれらの施策に対する理解を深め率先して取り組めるよう御支援・御協力を賜りますようお願いいたします。